

秋田市告示第287号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり不利益処分に係る聴聞を実施するので、同法第15条第3項の規定により告示する。

なお、秋田市は、行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも名あて人に交付する。

令和4年11月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名あて人となる者の氏名
有限会社不二通商
代表取締役 金 竹 一
- 2 聴聞の期日および場所
令和4年12月16日午前10時
秋田市役所4-E会議室
- 3 聴聞に関する事務を扱う組織の所在地および名称等
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課